

事務連絡
平成26年9月22日

都道府県
各 指定都市 障害保健福祉主管課 御中
中核市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
障害福祉課地域生活支援推進室

共同生活援助（グループホーム）の共同生活住居の取扱いについて

障害保健福祉行政の推進につきまして、平素より格別のご配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

共同生活援助（グループホーム）に係る共同生活住居の取扱いにつきましては、本年4月に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について」（平成18年12月6日障発第1206001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知。以下「通知」という。）を改正し、1つの建物に複数の共同生活住居を設置する場合の取扱いの見直しを行ったところですが、当該取扱いの解釈に関して一部疑義が生じていることが認められました。このため当該解釈について留意すべき点を下記のとおりまとめましたので送付いたします。

記

- ・ マンション等の建物内において複数の共同生活住居を設置する場合であって、当該マンション等の建物内の全ての住戸を共同生活住居にする場合は、その入居定員の合計数が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」（平成18年9月29日厚生労働省令第171号。以下「基準」という。）第210条第4項及び第5項に規定する共同生活住居の入居定員（新築の建物の場合は2人以上10人以下、既存の建物の場合は2人以上20人又は30人以下）を超えてはならないこと。

つまり、マンション等の建物内の全ての住戸を共同生活住居にするのではない場合は、共同生活住居の入居定員の合計数が基準第210条第4項及び第5項に規定する入居定員を超えても差し支えないこと。

- ・ マンション等以外の建物であって、1つの建物内に複数の共同生活住居を設置する場合、その入居定員の合計数が基準第210条第4項及び第5項に規定する入居定員以下である場合は、入口（玄関）が別になっているなど建物構造上、共同生活住居ごとの独立性が確保されている場合は複数の共同生活住居を設置して差し支えないこと。

また、通知の第十三の2の（3）の③の要件を満たす場合で1つの建物内に複数の共同生活住居を設置する場合には、新築の建物であっても同③のエに規定するようにその入居定員の合計数が20人以下であっても差し支えないこと。（入居定員が10人以下である新築の建物の場合の特例）

（担当）

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部

障害福祉課地域生活支援推進室 地域移行支援係

石井、岡安

TEL : 03-5253-1111 (内線 3045)